

償還の不安等にあると思う
が本事業推進上村当局の方
針を伺いたい。

長は全額村費をもつて住民に負担をかけないようにしたいが、財源の都合でそれができないと再三申されるが、何時になったらその財源の見通しがつくのかお伺

次に婦協活動の強化について、四十年年度予算には大巾な増額がなされ誠に結構なことと思うが、婦協役員敬遠の理由は社会奉仕団体の性格が非常に強く、精神

的、肉体的に犠牲的負担が重い事である。この負担を軽減して婦協本来の研修活動がなされるべく指導すべきものと思うが、教育長はどのような見解をもっているか。

次に在村青年対策について、農村青年の都市流出の理由は経済問題が第一と思うが、中には農村の古い因習、根強い封建性に生きたらず、転業している者もある。

ると聞く、私も同感でこの農村社会の因習、封建性を打破しなければ有能な青年を農村に止めることはできないと思うが、教育長は如何様に考えられるか伺いた

黒木村長 第一問を總体的に要約すると、町村合併をしなければ地域の発展はあまり得ないということであると思うが、私は昨年三月の定例会

で現時点に立つての合併は考えていない。将来合併しなければならぬ事態が発生した場合には、そのときにとり組みたいと言ったつもりである。新産都市の計画については、二市一町五

村で協議会をもっており、この建設計画は目下検討の途上でまだ具体的な計画については打ち出されていない。新産都市の発展が順調に進めば、二市一町五村が

感で、新産都市の中の本村
としてどうすれば村民の福
祉が向上され、発展ができ
るかということを考えて行
政を進めたい。どうしても
合併しなければならぬと

昭和40年度
東郷村教育方針

- 一、わが国の教育方針に連なり、本村の発展に立脚して学校教育・社会教育を行ない、必身共に健康で正しく日本を愛する国民の育成を期する。
- 二、教育活動の正しい運営により社会の発展に寄与し得る道義的実践的社會人の育成を期する。
- 三、本村の村民性に鑑み、自主性・協調性・創造性・積極性・持続性を培い、生活力旺盛な人間の育成を期する。
- 四、公民館を中心とする総合社会教育活動により村民の教養の向上・健康の増進・情操の純化をはかり、つて産業の振興・生活文化の向上・社会福祉の進展を期する。
- 五、教育財政の健全な運営により教育施設の整備充実をはかり、ともに既設設備の完全利用と愛護につとめ、教育の向上を期する。
- 昭和四十年度の努力点

- 学校教育
 - 一、学校管理の適正をはかる
 - 二、学校事務の責任体制を確立しその合理化・能率化・正確化をはかる
 - 三、教職員の使命感の確立をはかる
 - 四、道徳精神を確立し勤務の厳正をはかる
 - 五、現職教育の強化をはかる
 - 六、研究の年次計画をたててその実践につとめる
 - 七、教科別研究グループの充実をはかる
 - 八、学年別各教科の基礎的教材の研究を行なう
 - 九、研究録を作成する
 - 一〇、道徳教育の徹底をはかる
 - 一一、文部省編の道徳教育資料書の完全利用につとめる
 - 一二、道徳副読本の使用とこれが研究につとめる
 - 一三、生活指導の徹底をはかる
 - 一四、芸術科の振興と視覚聴教育の充実をはかる
 - 一五、学校環境の美化と地域
- 社会教育
 - 一、公民館の施設設備の充実・運営組織の整備につとめ、公民館活動の促進をはかる
 - 二、部落公民館の運営組織の改善につとめる
 - 三、新設公民館・自活・生産・学習の一本化指導につとめる

つとめる

- 一、年次計画に基づく施設設備・備品の充実をはかる
- 二、社会教育関係団体の育成強化をはかる
- 三、青年学級・婦人学級・家庭教育学級の振興をはかる
- 四、中央学級の充実をはかる
- 五、学習園・実習園の計画的経営をはかる
- 六、基礎的実験・観察・実習の徹底をはかる
- 七、年次計画を樹立して施設・設備の充実と既設設備の活用につとめる
- 八、学力の向上をはかる
- 九、行事の合理化をはかり完全授業の確保につとめる
- 一〇、意欲的・持続的学習態度の養成につとめる
- 一一、基礎的教材の徹底をはかる
- 一二、父兄の教育意識の高揚をはかる
- 一三、宅習の指導につとめる
- 一四、学校図書・学校放送の充実と活用につとめる
- 一五、テストを実施しその結果を分析検討して学習指導の改善をはかる
- 一六、健康教育の振興をはかる
- 一七、学校体育の適正な指導につとめる
- 一八、保健体育施設設備の完備につとめる
- 一九、中学校完全給食の推進をはかる
- 二〇、身体検査の結果的教育的措置につとめる
- 二一、安全教育の徹底をはかる
- 二二、交通法規の理解と交通道徳の徹底をはかる
- 二三、刀物使用の指導につとめる
- 二四、休憩時の遊びの指導につとめる
- 二五、登山・水泳・キャンプ等の指導につとめる

保健だより

お茶のわが家で小鼻がびくびく動き、かつおの味で「だりやめ」が美味い季節ですが、一方では伝染病のばい菌達があはれはじめている。病気を「ゴキブリ」などが活動するのと同じです。

蚊がぶん／＼ハエがぶん／＼のブンカ生活は、わが家のために、共同の力で一年私共の住む環境をきれいにしておくことは、協同の義務であります。

1、学校や公民館など公共の建物も大事にきれいにしましょう。

2、下水や水道、井戸などいづれも清掃を心がけて下さい。

3、村も隣組も家庭も常に清潔清掃を実行して汚物をなくしましょう。

4、皆の力で蚊やハエやウジ虫のわく場所を無くし、蚊やハエが出たら徹底的に駆除して下さい。

5、いもも身体を清潔にし、小供も大人も手洗いを習慣づけましょう。

6、予防接種は一人も、もれないように受けて下さい。

犬取締条例が制定されました

最近犬による被害が各地で発生し社会問題としてその対策が強く要望され、その結果犬取締条例が制定施行になりました。条例の要旨は次のとおりです。

一、犬取締条例の要旨

(1)目的 犬による被害を防止するため、公安、衛生、生活の合理化と能率化に資する。

(2)飼育者の守るべき事項

①飼育者は、犬の管理に責任を負い、公共の場所での衛生保持、犬の表示等を義務づけられた。

②事故発生時の措置

イ、犬が人に危害を加えたときは、直ちに被害者を救助するとともにその旨知事(保健所)又は公安委員会(警察)に届出する。

③犬の管理について適正な指示を行なう。(罰則適用)

(4)措置命令

イ、知事は、遵守事項の違反について必要な措置命令を出す。(罰則適用)

ロ、公安委員会は、遵守事項の違反について犬取締条例施行規則の定めるところにより知事に通知する。

(5)罰則

イ、措置命令違反者は、三万円以下、事故発生時の指示に従わず、事故発生後、正当な理由なく立入調査又は質問を拒んだ者に対しては、それぞれ一万円以下の罰金刑が科せられる。

ロ、飼育者の同居人又はこれに準ずる者が、措置命令に違反したとき、又は事故発生時の指示に違反したときは、当該行為者及び飼育者に対して、三万円以下又は一万円以下の罰金刑が科せられる。

いろいろ規定されておりますが、要は他人に迷惑をかけないように適正な飼育をすることです。毎年一回の飼犬登録と二回の予防注射を怠りなく受けて正しく飼育し、人間はもういかに下向き、人間はもういかに義務を怠っては犬の方にも迷惑です。かわい、犬も飼いは危険です。けんけんごうごうの非難を浴びないようにはいたしましょう。

優良町村視察について (2)

総務部委員会委員長 海野 繁 男

五、郷野の概要

郷野町は昭和三十一年四月一日、旧郷野町と吉田村と合併した。その面積は、郷野町が二、四八〇平方メートル、吉田村が二、四八〇平方メートル、合併した郷野町は四、九六〇平方メートルである。

人口は、郷野町が二、四八〇人、吉田村が二、四八〇人、合併した郷野町は四、九六〇人である。

産業は、郷野町が農業、吉田村が工業、合併した郷野町は農業と工業である。

教育は、郷野町が小学校、吉田村が中学校、合併した郷野町は小学校と中学校である。

保健は、郷野町が保健所、吉田村が保健所、合併した郷野町は保健所である。

消防は、郷野町が消防団、吉田村が消防団、合併した郷野町は消防団である。

文化は、郷野町が文化会、吉田村が文化会、合併した郷野町は文化会である。

スポーツは、郷野町がスポーツ会、吉田村がスポーツ会、合併した郷野町はスポーツ会である。

社会福祉は、郷野町が社会福祉会、吉田村が社会福祉会、合併した郷野町は社会福祉会である。

その他、郷野町には郷野町会、吉田村には吉田村会、合併した郷野町には郷野町会と吉田村会がある。

バードウィーク(愛鳥週間)に寄せて

大正七年に制定された、当初の鳥獣法は鳥獣の適正な管理を目的として制定されたが、昭和二十五年の法改正により鳥獣の保護の制度がより厳格化された。また昭和三十三年の法改正により鳥獣の保護の制度がより厳格化された。

鳥獣の保護は、鳥獣の適正な管理を目的として制定されたが、昭和二十五年の法改正により鳥獣の保護の制度がより厳格化された。また昭和三十三年の法改正により鳥獣の保護の制度がより厳格化された。

鳥獣の保護は、鳥獣の適正な管理を目的として制定されたが、昭和二十五年の法改正により鳥獣の保護の制度がより厳格化された。また昭和三十三年の法改正により鳥獣の保護の制度がより厳格化された。

鳥獣の保護は、鳥獣の適正な管理を目的として制定されたが、昭和二十五年の法改正により鳥獣の保護の制度がより厳格化された。また昭和三十三年の法改正により鳥獣の保護の制度がより厳格化された。

鳥獣の保護は、鳥獣の適正な管理を目的として制定されたが、昭和二十五年の法改正により鳥獣の保護の制度がより厳格化された。また昭和三十三年の法改正により鳥獣の保護の制度がより厳格化された。

役場だより

五月一日付で役場職員異動があり次の通り発令されたのでお知らせいたします。

総務課 矢野 文子 代理

文書係 田中 恵子

文書係 原 正吉

文書係 木村 映一

文書係 富山 貞夫

文書係 若林 義和

文書係 三浦 正教

文書係 黒木 勝

文書係 喜代美 夫

文書係 原 寿夫

文書係 海野 千代

文書係 原 久栄

文書係 寺原 久栄(兼任)

点

四月二十九日、五月三日の二日、旗日がある。これは「日の丸」をたてた家には、非常に重要な意味がある。これは「日の丸」をたてた家には、非常に重要な意味がある。

これは「日の丸」をたてた家には、非常に重要な意味がある。これは「日の丸」をたてた家には、非常に重要な意味がある。

これは「日の丸」をたてた家には、非常に重要な意味がある。これは「日の丸」をたてた家には、非常に重要な意味がある。

これは「日の丸」をたてた家には、非常に重要な意味がある。これは「日の丸」をたてた家には、非常に重要な意味がある。

これは「日の丸」をたてた家には、非常に重要な意味がある。これは「日の丸」をたてた家には、非常に重要な意味がある。